

座位保持装置から介護保険のシーティング

木之瀬 隆¹⁾

キーワード 座位保持装置, シーティング, 介護保険, 診療報酬, 評価

抄録

介護保険のシーティングが2021年4月より始まり、いわゆる高齢者のシーティングが一般化される年となった。高齢者ケアにおけるシーティングとは、「体幹機能や座位保持機能が低下した高齢者が、個々の望む活動や参加を実現し、自立を促すために、椅子や車椅子等に快適に座るための支援であり、その支援を通して、高齢者の尊厳ある自立した生活の保障を目指すもの」と定義されている。また、「椅子に座る」という暮らしの保障が記載されている。1989年に座位保持装置が補装具に入り、2017年に回復期リハビリテーションでシーティングが算定できるようになり、そして介護保険にシーティング入った。それらについて経緯と介護保険のシーティングを解説し、また、先駆的にシーティングを実践している介護老人福祉施設の取り組みを紹介する。

1. 日本におけるシーティング技術の経緯

姿勢保持装置は、1989年から座位保持装置の名称で身体障害者福祉法（児童福祉法）に基づく補装具として支給対象に加えられた¹⁾。座位保持装置（Seating System）という名称から国内ではシーティング（座位保持）という言い方がその後一般的になってきた。国内では補装具の科学性を高める日本義肢装具学会が1984年に設立された（表1）。海外では、米国ピッツバーク大学にて第一回世界シーティングシンポジウムが開催された。筆者らは1989年に所属大学内でシーティング・システム研究会を立ち上げた²⁾。また、当時の国立リハビリテーション研究所の廣瀬秀行先生を中心として長寿科学研究等で「高齢者のシーティング」の研究を始めた³⁾。そのころは、座位保持装置は、発達障害児・者が中心で、高齢者のシーティングに関する研究は国内ではほとんどなかった⁴⁾。1993年には福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律、いわゆる福祉用具法ができ、「福祉用具とは心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者・高齢者、または心身障害者の日常生活の便宜を図るための用具およびこれらの者の機能訓練のための用具ならびに補装具」となった。義肢装具学会誌では、1998年に座位保持装置の現状と問題点の特集が組まれ、高齢者の座位保持装置と問題点として報告された⁵⁾。

介護保険が2000年から開始されると、補装具は他法優先の立場から高齢者には介護保険による車椅子やクッション類の貸与が基本となり、補装具による車椅子や座位保持装置の対応は難しくなった。そのため、国内における高齢

者の「寝たきり」の状況はますます大きな問題となり、社会問題となったと考える。筆者らは、介護保険においても、高機能な車椅子や座位保持装置が使われるべきであるという立場で、ノルウェーやスウェーデン、北米などの車椅子や車椅子クッション類を導入する活動を行ってきた⁶⁾。2002年には褥瘡対策診療計画書の危険因子の評価に椅子上、座位姿勢の保持、除圧の項目が入り、医療機関における褥瘡対策チームでの椅子や車椅子の対応が始まった⁷⁾。しかし、当時は、PT、OT、POなどでシーティング評価と対応が行える人材は非常に少ない状況であったため、

表1 シーティング技術の経緯

1984年	第1回日本義肢装具学会（1968年義肢装具研究同好会発足）
1985年	The 1 st International Seating Symposium
1986年	日本リハビリテーション工学協会設立
1989年	座位保持装置（Seating System）が補装具に入る
1989年	シーティング・システム研究会発足
1993年	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（福祉用具法）
2000年	介護保険開始
2002年	褥瘡対策診療計画書（座位保持）
2003年	日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）設立
2004年	NPO 日本シーティング・コンサルタント協会設立
2009年	日本車椅子シーティング協会（連携団体統合）
2016年	一般財団法人日本車椅子シーティング財団設立
2017年	診療報酬のシーティング算定
2021年	介護保険報酬のシーティング算定

Long-term care insurance seating from seating system

1) 一般財団法人日本車椅子シーティング財団 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-10-1

Japan Wheelchair Seating Foundation

1-10-1 Nihonbashi Horidomecho, Chuo-ku, Tokyo, 103-0012 Japan

Takashi KINOSE（作業療法士）

NPO 日本シーティング・コンサルタント協会を設立し人材育成を始めた⁸⁾。そのころ、福祉用具やシーティングの業界団体も設立されている。

2016 年には、私たちは一般財団法人日本車椅子シーティング財団法人を設立し、廣瀬秀行氏を代表理事として活動を始めた⁹⁾。日本車椅子シーティング財団は、シーティング技術の普及により我が国の高齢者ならびに障害者の自立支援と介護軽減を実現し、医療費・薬剤費・介護費等の削減を実現することを目的としている。その成果の 1 つとして、2017 年には回復期リハビリテーションにてシーティングによる算定が可能になった¹⁰⁾。その後、2021 年 4 月には介護保険のシーティングとして介護報酬が認められた。

2. 介護保険のシーティング

高齢者ケアにおけるシーティングとは、「体幹機能や座位保持機能が低下した高齢者が、個々の望む活動や参加を実現し、自立を促すために、椅子や車椅子等に快適に座するための支援であり、その支援を通して、高齢者の尊厳ある自立した生活の保障を目指すもの」と定義されている¹¹⁾。2017 年に疾患別リハビリテーション料の算定可能の疑義解釈では、シーティングとは、「車椅子上での姿勢保持が困難なため、食事摂取等の日常生活動作の能力の低下を来した患者に対し、理学療法士等が、車椅子や座位保持装置上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行うことをいい、単なる離床目的で車椅子上での座位をとらせる場合は該当しない¹⁰⁾」となっている。このことは、シーティング技術として、身体の評価から車椅子などの選定・適合がリハビリテーションに入ったことを示す。

2-1 介護報酬改定におけるシーティング

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 6) では、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設について、介護報酬が算定できるようになった (図 1)¹²⁾。算定可能の説明は、前半は、疾患別リハビリテーション料のシーティングと同じであり、後半は、シーティング技術を活用して車椅子だけでなく、椅子やテーブル等の環境を整えることで、「椅子に座る」ことが望ましいとされている。なお、シーティングの実務については、「高齢者のケアとシーティングに関する手引きを参考とすること」となっている。高齢者の適切なケアとシーティングに係る検討委員会は 2021 年度までの事業で、介護保険の取り扱い用具として、座位保持装置、座位補助具、シーティングに必要なベルト類、テーブルなどが議論されている¹³⁾。

高齢者ケアのシーティングの定義には補足として、「快適に座するための支援」とは、高齢者の一般的特徴や個性を踏まえて、本人にとって快適な座位姿勢が保持でき、本人の有する能力を最大限活かせるような椅子や車椅子、付属品等を選定・適合する個別ケアや専門的技術を指すとなっている。

2-2 高齢者のシーティングの意義

高齢者のケアとシーティングに関する手引きには、高齢者のシーティングの意義が次のように説明されている (図 2)。「器質的障害ではなく寝たきりや不活発による生活機能の低下 (廃用症候群) は、シーティングを含めた適切なケアを提供することで予防及び改善が期待される。加齢や疾病等による心身機能の低下等によってベッド上で過ごす時間が長くなっている高齢者に対し、シーティングを実施し離床を促すことで、意識の覚醒化や、廃用症候群、嚥下障害、骨粗しょう症、褥瘡といった二次障害の予防につな

【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設】

○ 算定の基準について

問 1 シーティングとして、医師の指示の下に理学療法士等が、椅子や車椅子等上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行った場合に、介護報酬上におけるリハビリテーションの実施時間に含めることは可能か。

(答)

可能。この場合のシーティングとは、椅子や車椅子等上の姿勢保持が困難なため、食事摂取等の日常生活動作の能力の低下を来した患者に対し、理学療法士等が、車椅子や座位保持装置上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行うことをいい、単なる離床目的で椅子や車椅子等上の座位をとらせる場合は該当しない。またシーティング技術を活用して車椅子ではなく、椅子やテーブル等の環境を整えることで、「椅子に座る」ことが望ましい。なお、シーティングの実務については「高齢者の適切なケアとシーティングに関する手引き」を参考とすること。

図 1 令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 6) 抜粋 2021 年 4 月 1 日

がる。これらの二次障害の予防にとどまらず、シーティングを実施し高齢者にとって快適な座位姿勢がとれるよう支援することで、本人の有する能力を引き出し、生活の質(QOL)が向上することが期待される」となっている。

2-3 国際機能分類 (ICF) に基づいたシーティングの目的と多職種連携

車椅子座位における座位保持等と身体拘束との関係についての調査研究報告書には、ICF に基づいたシーティングの目的が整理されている (図3)¹³⁾。心身機能・構造では、心配機能の改善、消化、排泄機能の改善、傍脊柱筋の筋力維持・強化と姿勢制御、摂食・咀嚼・嚥下と食事姿勢の改善、目と手の協調性、上肢機能の改善、活動では、日常生活活動の実用性向上、移動能力の向上、参加ではコミュニケーションの拡大、社会活動の促進、環境因子では、介護支援の容易化、個人因子では、活動・参加に対する意欲の向上が挙げられている。また、それらについての具体例も示されている。多職種連携では、介護職員が高齢者にとって最も身近な存在であり、ケアや観察を通じて高齢者の変化に気づく「第一発見者」としての役割が期待されている。また、医師やリハビリテーション専門職等は、専門的な立場からシーティング実施の必要性、リスク、高齢者の個性を考慮したプラン提案、他の介護サービスとの調整提案、椅子・車椅子の調整などが挙げられている。

2-4 シーティング実施に向けたアセスメント

アセスメントには介護職員等による日常生活の中で行われる場合と専門的なシーティング実施に向けたアセスメントがある。日常生活におけるアセスメント項目として、臥位、座位、離床時間、移乗動作、車椅子操作、環境、ADL 等、になる。シーティング実施に向けたアセスメントの項目には、臥位の確認、座位姿勢、座位保持能力 (Hoffer 座位能力分類 JSSC 版)、マット評価、身体寸法計測、車椅子座位姿勢の確認、車椅子適合などの項目と呼吸、摂食・嚥下、認知機能、その他となっている。詳細は、文献に挙げた手引書などを参照されたい。

3. シーティングを実践している介護老人福祉施設の取り組み

介護老人福祉施設 (うきま幸朋苑) におけるシーティングの取り組みは、2010 年頃より始まり、シーティング技術を先進的に取り入れ、理学療法士を中心に Hoffer 座位能力分類 JSSC 版評価を行い¹⁴⁾、介護職が生活の中で椅子や車椅子の対応をしている¹⁵⁾。筆者もその頃より研究的に支援している。施設では生活の基盤である、褥瘡、誤嚥、転倒等のリスク管理、利用者の残存能力を引き出せるシーティングと環境整備を重要課題として取り組んでいる。施設では、利用者の身体機能、生活目的に合わせたシーティングを移乗支援と併せて行い、離床した生活が日常的に安定、継続できるように多職種連携で取り組んでいる。離床環境としては、特別に問題がない限り、入所者全員が離床

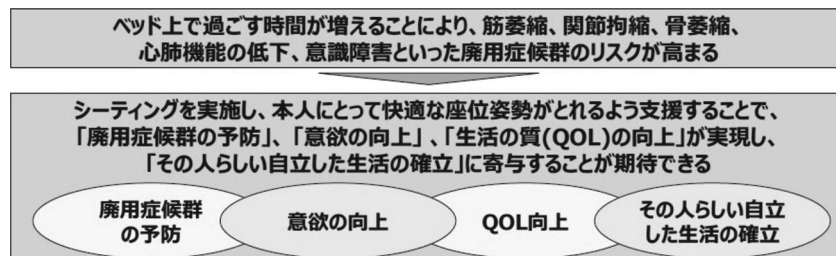


図2 高齢者におけるシーティングの意義 (出典: 文献 11)

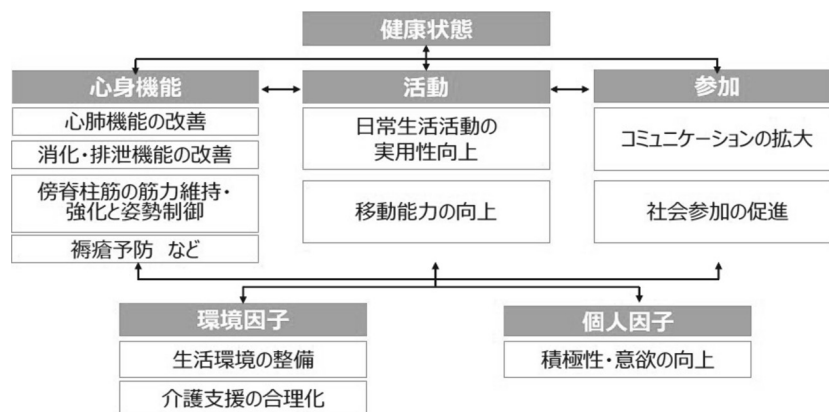


図3 国際生活機能分類 (ICF) に基づいたシーティングの目的 (出典: 文献 13)

して食堂で3食の食事をとっている。ここでは、簡易座位能力分類と要介護度、車椅子の種類と所有数、リフトを基本とした移乗用具の数などを整理してシーティングを行う環境を紹介する。

3-1 要介護度と簡易座位能力分類

利用者のシーティング評価として、簡易座位能力分類と要介護度の関係を示した(表2)。簡易座位能力分類は、介護職員などが椅子や車椅子上での座位状況を観察することで問題点の発見や座位の変化をとらえるスクリーニングが目的である¹⁴⁾。入所者数は112名で平均年齢は88.8歳、内訳は男性15名、女性97名である(2021年11月)。また、要介護度は平均3.6である。内訳は、要介護度1:5名、要介護度2:12名、要介護度3:30名、要介護度4:35名、要介護度5:30名、である。簡易座位能力分類では、座位に問題なしレベルが52名、座位に問題ありレベルが20名、座位がとれないレベルが40名である。この施設ではシーティングを行った上での座位能力の状況であり、座位に問題ありレベル以上はシーティングの基本的な対応がされている。座位がとれないレベルの40名は、全体の35.7%になる。

3-2 簡易座位能力分類と使用している車椅子の種類

移動方法については、歩行レベルが25名で、独歩13名、見守り歩行7名、介助歩行が5名である。車椅子利用者は、87名で、内訳は車椅子自走22名、車椅子介助65名である。個人所有車椅子5台、施設の車椅子総数は84台ある。施設所有の車椅子の内訳は標準形5台、簡易モジュラー車椅子(一部調節タイプ)31台、モジュラー車椅子11台、ティルト・リクライニング車椅子37台である(図4)。ティルト・リクライニング車椅子では、ヘッドサポートが独立しているタイプも含まれる。座位に問題あり、座位が取れないレベルの利用者は60名で、簡易モジュラー車椅子、モジュラー車椅子、ティルト・リクライニング車椅子を合わせると79台があり、座位能力と合わせた対応ができている。

3-3 移乗関連用具の導入状況と課題

リフトは20台が稼働中で、内訳は据え置き型10台、床走行式6台、トイレ固定式1台、浴室用リフト3台となっている。その他、半立位式リフトも1台あるが現在は可動していない。移乗ボード類は臥位移乗ボード(フレックスボード)12枚、スライディングボード5枚があり、可動している。座位の取れないレベルではリフト移乗が基本で

表2 うきま幸朋苑入所者の簡易座位能力分類と要介護度

簡易座位能力分類	座位の状況	要介護度					合計
		1	2	3	4	5	
I. 座位に問題なし	特に姿勢が崩れたりせず座ることができる。座り心地を良くするために姿勢を変えることができる。	5	8	24	11	4	52
II. 座位に問題あり	姿勢がしだいに崩れ、手で身体を支える。自分で姿勢を変えることができない。	0	3	3	9	5	20
III. 座位がとれない	座ると頭や身体がすぐに倒れる。リクライニング車椅子やベッドで生活	0	1	3	15	21	40
合計		5	12	30	35	30	112

$n=112$ 。要介護度は身体機能面、知的精神機能面を合わせて判定される。座位能力II・IIIレベルは車椅子シーティング専門のアドバイスが必要。



ヘッドサポート分離 簡易タイプ
ティルト・リクライニング車椅子

モジュラー車椅子 簡易モジュラー車椅子

標準形

図4 車椅子の種類

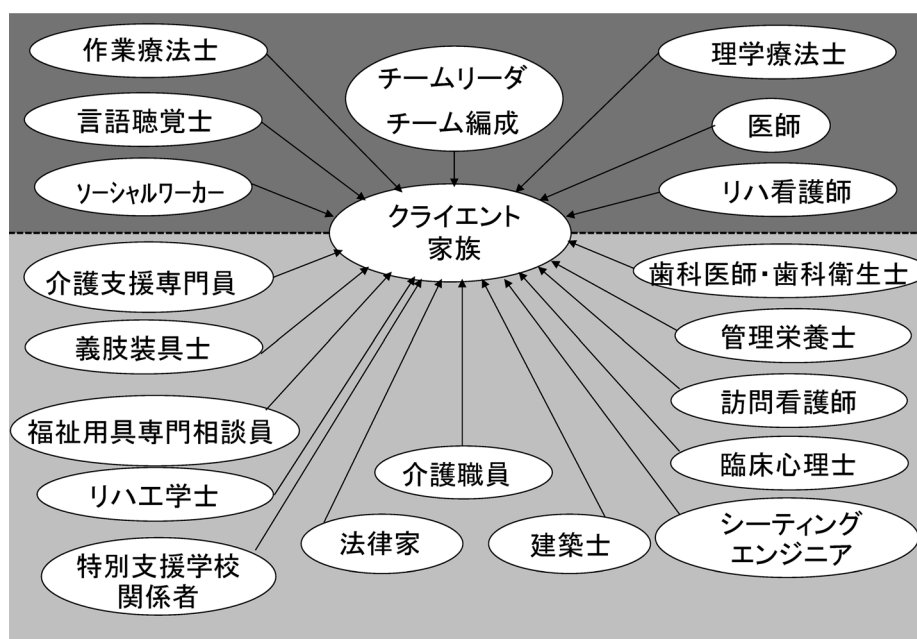


図5 医療機関・地域包括支援のシーティング・チーム

あるが、5台程度が不足している状況である。また、シーティングとリフト活用を推進するためには、施設内でのシーティング・チームが必要となる。また外部からの支援として、シーティングに精通した多職種連携が必要で義肢装具士や福祉用具専門相談員などが関与できるとよい（図5）。

4. 高齢者シーティングのこれからの展望

介護保険のシーティングでは、標準形車椅子から椅子に座るといふ暮らしの保障が記載された¹⁾。このことは、一般的な標準形車椅子は折り畳み機能が優先されており、座位保持機能が低いことが共通理解となった。シーティングの基本は硬い安定した座面と背に良質なクッションを載せることで椅子機能を高めることである。介護保険に高齢者のシーティングが入り、欧米でのシーティング技術の守備範囲に一步近づいたと考えられる¹⁶⁾。しかし、シーティング評価、用具の選定・適合を行う専門的技術を持つ人材育成は大きな課題である¹⁷⁾。

2021年度の介護保険改正では、自立支援促進加算に、原則として「全入所者の離床、ベッド上での食事回避」があり、寝たきりによる廃用性機能障害を防ぐために、離床、座位保持または立ち上がりを計画的に支援することとされている。また、科学的介護情報システム（LIFE：Long-term care Information system For Evidence）の報告様式には、ベッドから離床し、座位保持、または立位、歩行をすることが挙げられ、ADL評価にはBarthel Indexが使われている¹⁸⁾。留意事項には、離床を促す目的で座位時間、離床回数、立ち上がり回数などの項目があり、シーティングの対応が重要となる。

最後に、シーティングを行っていない在宅、高齢者施設、

医療機関のクライアントは、座位のとれないレベルは「寝たきり」状態となっている状況が推察される。義肢装具学会をはじめ、リハビリテーション領域の関係職種が連携して対応することが急務である。

謝辞：高齢者福祉施設うきま幸朋苑の情報提供をいただいた理学療法士の持吉孝郎氏にお礼を申し上げます。

文 献

- 1) 日本整形外科学会, 日本リハビリテーション医学会 (監修). 義肢装具のチェックポイント. 第8版. 342-346, 2015.
- 2) 大津慶子 他. 研究会のこれから. シーティングシステム研究会 50 回記念誌, 22-24, 2001.
- 3) 廣瀬秀行 他. 高齢者の座位保持に関する研究—重度寝たきり高齢障害者への離床対応への提案. 長寿科学総合研究, 146-149 (1996).
- 4) 廣瀬秀行 他. 高齢者のシーティング. 第2版. 1-6, 三輪書店, 2014.
- 5) 廣瀬秀行 他. 高齢者の座位保持装置と問題点. 義装会誌 14, 285-289 (1989).
- 6) 木之瀬隆 他. ノルウェーの車椅子メンテナンス事情. リハビリテーション・エンジニアリング 29, 97-99 (2014).
- 7) 木之瀬隆. 車椅子シーティングによる褥瘡予防. 義装会誌 33 (1), 21-26 (2017).
- 8) NPO 日本シーティング・コンサルタント協会. URL: <https://seating-consultants.org/> (2021年11月30日参照)
- 9) 一般財団法人日本車椅子シーティング財団. URL: <https://wheelchair-seating.org/> (2021年11月30日参照)

- 10) 厚生労働省保険局医療課. 診療報酬の算定方法の一部改正する件疑義解釈資料. 疾患別リハビリテーション料. 2017.7.28.
- 11) 高齢者の適切なケアとシーティングに係る検討委員会. 高齢者の適切なケアとシーティングに関する手引き. 令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業. 日本総合研究所, 2021.3.
- 12) 厚生労働省老健局. 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 6). 2021.4.15.
- 13) 高齢者の適切なケアとシーティングに係る検討委員会. 車椅子座位における座位保持等と身体拘束との関係についての調査研究. 63-65, 日本総合研究所, 2021.3.
- 14) 木之瀬隆 他 (編著). シーティング技術のすべて. 45-51, 医歯薬出版, 2020.
- 15) 木之瀬隆 他. 診療報酬と片麻痺のシーティング. MB Med. Reha. 245, 27-34 (2020).
- 16) Michelle, L.L. et al. Seating and Wheeled Mobility. 237-250, SLACK Incorporated, 2018.
- 17) 木之瀬隆. これからのシーティング技術の展開. 義装会誌 35, 166-172 (2018).
- 18) ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システムの(LIFE)の利活用の手引き. Ver.2021.6. 三菱総合研究所, 2021.